近畿公衆衛生学会における COI（利益相反）に関する指針

近畿公衆衛生学会（以下、本学会）は、日本医学会が提示した「日本医学会 COI 管理ガイドライン」に基づき、本学会におけるConflict of Interest(COI: 利益相反と和訳されている）状態を公正にマネジメントするために、「公衆衛生学研究のCOI（利益相反）に関する指針」を次のとおり定める。

 1．目的

本学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、公衆衛生学研究のCOI（利益相反）に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。本指針の目的は、本学会の活動におけるCOI状態を適切にマネジメントすることにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、公衆衛生学の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。したがって、本指針では本学会において研究内容を発表する場合、自らのCOI状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

 2．対象者

COI状態が生じる可能性がある本学会における演題の発表者全員に対し、本指針が適用される。

3．対象となる活動

本学会が行う以下の事業活動に対して、本指針を適用する。

(1)本学会が主催する学術総会での発表

(2)本学会が発行する学会機関誌での発表

4．申告すべき事項

対象者は、自身が本学会で発表する公衆衛生学研究に関連して、以下の(1)〜(9)の事項で、細目に定める基準を超える場合には、その正確な状況を発表時に申告するものとする。

(1) 自らが兼任する企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職への就任

(2) 企業の株の保有

(3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料

(4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

(5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料

(6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄附金など）

(7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する寄附金

(8) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサ一となる寄附講座

(9) その他、上記以外の旅費（学会参加など）や贈答品などの受領

(10)過去5年以内において研究に関連する企業や営利を目的とする団体に所属した経歴

5．COI状態との関係で回避すべき事項

公衆衛生学研究の結果の公表など、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。公衆衛生学研究の結果とその解釈といった公表内容や、公衆衛生学研究での科学的な根拠に基づくマニュアル、提言などの作成について、その公衆衛生学研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない。

6．実施方法

　発表者は公衆衛生学研究の成果を本学会で発表する場合、当該研究実施に関わるCOI状態を発表時に、細目に定める所定の書式で適切に開示するものとする。発表のなかで、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、発表者の所属において適切に対応するものとする。

7．指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに研究をめぐる条件に適合させるため、定期的に見直しを行い、運営委員会の承認を経て、改正することができる。

8．施行日

本指針は令和4年4月1日より施行する。